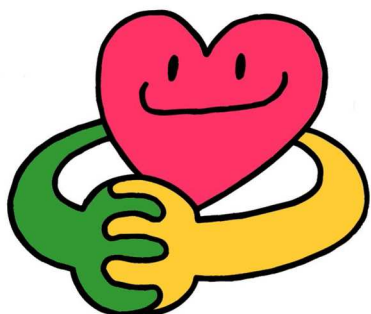


# 福祉バスのご利用について



**福祉バスは小地域福祉活動  
福祉団体等が行う福祉活動  
を支援しています。**

福祉バスの運行経費は福祉会員会費で支えられています。

皆様のご理解とご協力により運行できる福祉バスです。

福祉会員加入のご協力をお願いします。

その他、福祉会員会費は、高齢者のふれあいいきいきサロン・子育てサロン・ご近所つながり活動等、様々な福祉活動に活用されています。

福祉バス利用申請については、申請書及び誓約書の注意事項、誓約事項をご確認下さい。

## 福祉会員会費

- 一般会員 1,200円
- 賛助会員 10,000円
- 特別会員 30,000円

社会福祉協議会、老人福祉センターナギの木苑の窓口で受付しています。

問い合わせ

春日市社会福祉協議会

電話 581-7225 FAX 581-7258



# 福祉バス使用許可申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会 会長 様

申請団体名

代表者氏名..... 印

このことについて、福祉バス利用要綱第 2 条の規定により、下記のとおり、福祉バスを使用したいので申請します。

### 記

1. 研修名・福祉活動名	
2. 使用目的	
3. 使用団体名 責任者名	<input type="checkbox"/> 申請団体・代表者と同じ（連絡先はご記入下さい。）  連絡先（固定・携帯）                      —                      —
4. 担当者名 運行内容が 分かる方	連絡先（固定・携帯）                      —                      —
	※目的地への道順を明確に案内ができる方   （ 有 ・ 無 ）
5. 使用年月日	令和                      年                      月                      日   （                      ） (出発時間                      時                      分    帰着時間                      時                      分)
6. 目的地	行 先 ..... 住 所 .....
	※施設名等を記入    電話番号                      —                      — ※目的地及び付近の地図又はパンフレット等を必ず添付して下さい。
7. 乗車人員	人
	※定員 28人   （正座席 22 補助座席 6） ※乗車名簿を添付して下さい。

## 8. 行程表

<p>行程（詳細に記入のこと。）</p> <p>運行時間は、<u>春日市社会福祉センターを起点</u>として、8：30から17：00の間で作成してください。 ※ 提出後の行程・時間の変更等は、早めにご連絡ください。</p>						
8:30	9:00	10:00	11:00	12:00		
13:00	14:00	15:00	16:00	16:30	17:00	

(1) 有料道路利用（有・無）

※利用する場合は、インターチェンジを記入して下さい。

往路（ ICから IC ）

復路（ ICから IC ）

(2) 雨天による行程変更（有・無）

※有りの場合は変更する行程を記載又は添付して下さい。

(3) 同行車輛（有・無） 有の場合（ ）

## 9. その他注意事項

(1) この申請書は、使用日の2ヶ月前から10日前までに事業福祉課担当へ提出してください。

(2) 乗車人の定員は28人です。(12歳未満の方についても1名とみなします。)

(3) 有料道路料金、駐車場料金等は利用者負担となります。

(4) 運転手は、付添い介護業務等はいたしかねますのでご了承下さい。

(5) 運行後、利用報告書のご記入をお願いしています。

上記の申請について、福祉バス運営実施要綱第2条に基づき許可してよろしいかお伺いします。

運 転 手	会長	局長	課長	係長	担当	回 覧
	決					
	裁					

## 福祉バス使用に関する誓約書

令和 年 月 日

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会 会長 様

申請団体名

代表者氏名

印

(利用日 令和 年 月 日)

福祉バス利用に際して、下記のことについて誓約します。

### 記

1. 運行中は運転手の指示に従い、安全運行に努めます。
2. 天候、災害、バスの故障等、その他やむを得ない事由により、福祉バスを運行することが困難であると認められるとき、又は本会が業務遂行上必要とする場合は、利用許可の取り消し又は変更に従います。
3. 福祉バスの利用者が故意にバスを破損又は汚損した場合は、弁償責任を負います。
4. 福祉バス利用中の事故により生じた損害賠償については、本会が加入している自動車損害賠償保険の範囲となります。(本会に過失がない場合は除く) また、利用者が本会の定める規定に違反し、負傷、死亡した場合は、利用者の責任となります。
5. 利用者の厳守事項
  - (1) 車内での飲酒・喫煙行為の禁止 (酒酔い状態での乗車)
  - (2) 車内での汚損行為の禁止 (ゴミはお持ち帰り下さい。)
  - (3) 車内での暴力行為の禁止
  - (4) 許可を受けた目的外使用禁止
  - (5) 許可を受けた目的地外への行先の変更禁止
  - (6) 第三者への転貸禁止
6. 危険回避の為、やむを得ず急ブレーキ等を行うことがあるため、走行中の立ち上がり座席の移動等の危険な行為は行わないこと。
7. 平成20年6月1日から改正道路交通法が施行され、運行時は、シートベルトの着用が義務付けられました。座席にシートベルトがある方は、必ずシートベルトを着用すること。(療養上又は健康保持上適当でない場合、又は心身の状態により、ベルトを着用することができない場合等を除きます。)

## 別紙 1 - 1

## 福祉バス乗車名簿

	氏 名	住 所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

## 別紙 1—2

## 福祉バス乗車名簿

	氏 名	住 所	電話番号
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			

車両 長さ：6.99m 幅：2.03m 高さ：2.58m

普通席 リクライニングあり 17席 ・ リクライニングなし 5席

補助席（シートベルトなし） 6席

合計 28席